



建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'02/10

No. 94



中川橋梁到達式（くす玉開披）

八潮市提供

建産連の SLOGAN
活動指標

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

巻頭言



環境汚染に想う

遠 藤 計

環境汚染、環境汚染と呼ばれて久しく経つが恥ずかしながら我が地質調査業界が、土壤・地下水汚染として携り始めたここ数年前より身近に感じる様になって来た次第です。

戦後の経済復興優先から高度経済成長期には、押せよ押せよと経済成長を優先させ環境への配慮、公害対策は無策に等しかったようだ。その結果は1960年代に入り、四大公害問題、四日市喘息、水俣病、新潟水俣病、イタタイタイ病に見られる様な深刻な公害が発生している。それにより1967年に環境基準の設定、公害基本法の制定、1970年には公害国会により、公害関係14法が制定された。しかし、土壤、地下水汚染についての取組みは残されたままで、大気や水質の環境基準が制定されたのが、24年後の1991年であり、地下水の環境基準は更に6年後に制定された。制定が遅れた理由としては、大気や水質に比べて、土壤、地下水汚染の実態が良く解っていない、土壤と地下水が私有財産のため規制が難しい、土壤、地下水による明瞭な健康被害が発生していない等と言われている。

従来は、農地が土壤汚染として問題になっていたが、近年は、市街地における事務所、工場等による土壤汚染である。市街地の土壤汚染が表面化したのは、昭和50年代以降における六価クロムや鉛等の重金属であった。その後は生産構造の変化によるトリクロロエチレン等による汚染である。農地と異なり市街地の土壤汚染を直接規制する法律がないため、実態は余り明らかになっていないが、多くの汚染が存在する可能性は高いと考えられている。

それは、地下水は汚染物質が蓄積しやすく、数十年前の汚染がそのまま存在している可能性があり、地下水という、人に見えない所での汚染が発見しにくい。トリクロロエチレン等の物質は、水より重く、粘性が低いため地下深く浸透し地質を広域にわたって汚染するが、1989年迄有害物質として規制されていなかったので大量に使用されていた。地中でほかの物質へと分解し、発ガン性などの有害性を持つ物質に変化する可能性があると考えられている。我が協会においては、技術委員会を中心に資料収集、講習会等を開催し遅ればせながら土壤、地下水汚染に参画している所であります。人間の手による化学物質、農薬などの土壤、地下水汚染は今迄の産業の落とし子と言っても過言ではないと想う。そして、この汚染は休む事なく確実に進行しているのも事実だと想う。それに向かって我々は的確な調査をし、対策を講じる必要があると考えられる。一人の人間として、とりまく環境に意識を向け、自分に何ができるのかと環境汚染に危機を感じている昨今であります。

(県地質調査業協会会长)

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

中川橋梁到達式（くす玉開披）

平成14年8月に、鉄橋部分が三郷市とつながったことを記念して、式典が行われた。
(8月31日挙行)

◆ 卷 頭 言	1
◆ 行政情報	
(1) 埼玉県企業局経営改革5か年計画（案）の概要	3
(2) 彩の国資源循環工場整備事業の概要	9
(3) 武蔵野操車場跡地整備事業について	12
(4) 「埼玉県震災予防のまちづくり条例」について	14
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その91）」	
— 八潮市 —	18
◆ 連合会の動き	
(1) 建設生産システム合理化推進協議会・経営合理化委員会合同会議	22
(2) 埼玉県建設産業構造改善推進の集い	23
(3) 全国府県建産連会長会議開催	24
(4) 理事会・委員会報告	24
◆ 企画シリーズ・彩の国橋めぐり （その7）	
— 日野鶴橋・花園橋 —	26
◆ 告 知 板	
(1) 彩の国建設リサイクル法実施要領（分別解体等）について	29
(2) 土砂の排出、たい積等の規制に関する県条例制定	32
(3) 県の9月補正予算のポイント	33
(4) ものつくり大学学生募集	34
◆ 建 産 連 便 り	
会員団体の動き	36
◆ 連 合 会 日 誌	39
(財)建設物価調査会案内広告	40

行政情報(1)

県企業局が経営改革5か年計画(案)を発表

埼玉県企業局は、経営する各事業を徹底的に見直し、さらなる体質強化を進めるため経営改革に取り組むこととし、そのための「企業局経営改革5か年計画」の策定に向けて案を発表した。案は第1章「計画策定に当たって」、第2章「改革に向けての現状と課題」、第3章「改革基本方針と改革重点目標」、第4章「改革を進めるための事業別行動計画」、第5章「改革の推進方法」の5章からなっており、特に電気事業、工業用水道、水道用水供給事業、地域整備事業の4事業別行動計画の詳細について掲載する。

改革を進めるための事業別行動計画

1 電気事業

(1) 経営基盤の強化

改 革 事 項	ダム・発電所の管理運営の効率化	
(行 動 計 画)		
1 電力の自由化が進む中で、安定供給を前提として自立できる事業運営を目指し、管理運営体制の抜本的見直しを図る。		
2 ダム管理者としてダムの安全確保を図りながら、ダム管理の合理化、省力化を図る。		
3 今後の事業展開を含め、事業の将来展望案を策定する。		
改 革 指 標・目 標 数 値	改 革 効 果 (見込み)	
法令に基づく月例巡視点検 100%委託化	維持管理費の削減 △11百万円／年 (H16～18 △33百万円)	
改 革 事 項	経年劣化対策の効率的な執行	
(行 動 計 画)		
1 施設の劣化状況を精査の上、優先順位を明確にして計画的で効率的な経年劣化対策を図る。 ・発電施設は、蓄積された保守技術を駆使し「限界保全」を検討し施設の延命を図る。 ・玉淀ダム施設は、安全性を第一に確保するため共同事業者（農林水産省）等と調整を図りながら確実に安全対策を実施する。		
2 発電業務の合理化・省力化を図るため設備の更新時期に合わせ施設の改良を適時進める。 ・送電線路の廃止 ・配電線路の隧道内設置		
改 革 指 標・目 標 数 値	改 革 効 果 (見込み)	
施設の稼働期間 目標数値 法定期間の1.5倍	設備更新費用の抑制	
施設改良の推進	維持管理費の削減 △4百万円 (H18)	

(3) 環境面への積極的な取組

改 革 事 項	クリーンエネルギーの供給と環境保全			
(行 動 計 画)				
1 荒川水系の水資源を有効に活用するため、関係機関と調整を図り施設利用率の向上を目指す。 2 水資源の有効活用を図るとともに、地球環境にやさしい再生可能なエネルギー利用の促進を図るために、水資源開発公団が施工している滝沢ダムに水力発電所を整備する。 3 適切な施設の維持管理を行い電力の安定供給を図るとともに、万一の際、下流への油流出防止を図るための発電所のオイルレス化の検討や玉淀ダムのゲートの改修に当たっては、環境に配慮した塗装を採用する等環境保全に努力する。				
改革指標・目標数値		改革効果(見込み)		
電力供給目標達成率 100% (H9~13の平均達成率 98.1%)		C O ₂ 削減量 △621 t・co ₂ /年 (H14~18 △3,105 t・co ₂) 〔ドラム缶 △5,875本(軽油換算)〕		

2 工業用水道事業

(1) 経営基盤の強化

改 革 事 項	公設民営化など浄水場の管理運営形態の抜本的見直し			
(行 動 計 画)				
柿木浄水場の管理運営については、水処理及び排水処理に関する運転管理業務を一括委託化とともに、業務委託の範囲を拡大しながら平成18年度には浄水場全体を民間が運営する公設民営化を図る。				
改革指標・目標数値		改革効果(見込み)		
運転管理業務委託一括化・委託内容見直しによる委託費 H16・17 10%削減		△11百万円/年 (H16・17 △22百万円)		
公設民営化による管理運営経費※/m ³ H18 15%削減 (H13: 11.98円/m ³ → H18: 10.18円/m ³) ※薬品、動力費を除く。		△74百万円/年		
改 革 事 項	経営状況に見合った施設の更新と改良			
(行 動 計 画)				
1 上工水共用施設に係る管理負担金を見直すとともに、排水処理施設の更新について、PFIによる事業化を検討する。 2 柿木浄水場の高速沈でん池施設更新2期工事について、本計画期間中は実施しない。 3 経済的かつ効果的な投資と費用の平準化に配慮し、「第5次業務設備整備計画」を策定する。 4 「公共工事コスト縮減対策に関する埼玉県新行動計画」に基づき、設備整備費のコスト縮減を一層促進する。				
改革指標・目標数値		改革効果(見込み)		
工水管理負担割合 1%以上削減		(例) 大久保取水口等の合計 △20百万円		
設備整備費のコスト縮減率 (計画金額比) 5%		H14~18 △754百万円		

改 革 事 項	P F I 手法による施設の建設・改良
(行 動 計 画)	
1 大久保浄水場排水処理施設更新事業について、平成14年にPFI手法を導入するか選択する。	
(導入可の場合) 可能な限り高いVFM	建設コスト及び管理運営費の縮減費用の平準化

3 水道用水供給事業

(1) 経営基盤の強化

改 革 事 項	民間委託の徹底などによる吉見浄水場の簡素で効率的な管理運営			
(行 動 計 画)				
1 技術部門においては運転管理に加えて保守点検等を、水質部門においては日常水質検査等を委託化するとともに、これらを可能な限り一括して委託する。				
2 净水場の管理運営業務は、水道建設事務所を改組した水道事務所（仮称）の所管とし、浄水場には技術・水質部門の管理監督要員を配置する。				
改革指標・目標数値		改革効果（見込み）		
民間委託拡大による 年間経費縮減額（直営方式との比較）		△30百万円以上／年 (H17～18 △60百万円以上)		
組織統合による効率化人員 (組織統合なしの場合との比較) 5人以上 ※管理職・庶務の効率化人員、委託拡大による人員減除く。		△50百万円以上／年 (H17～18 △100百万円以上)		
改 革 事 項	既設浄水場の効率的な管理運営			
(行 動 計 画)				
1 庄和浄水場及び新三郷浄水場については、管理室業務を委託する方向で検討するとともに、水質管理業務の一部を委託する。				
2 電力消費や薬品注入量の適正化を進めるとともに、設計積算要領に定める歩掛かりの見直しを行う。				
3 上記1・2を踏まえ既設浄水場の運営管理に係る効率化計画を策定し、総合的に業務の効率化を進める。				
改革指標・目標数値		改革効果（見込み）		
既設浄水場 維持管理費※／m ³ H18 5%削減 (H13 : 14.49円／m ³ → H18 : 13.76円／m ³) 〔各年度削減目標〕 H14(1%)・H15(2%)・H16(3%)・H17(4%) ※水質管理センターを含む		管理運営費 △492百万円 (H14～18 △1,475百万円)		

改 革 事 項	経営状況に見合った施設の建設・設備改良			
(行 動 計 画)				
1 吉見浄水場二期工事と行田浄水場10万トン施設の建設工事について、本計画期間中は着手しない。 2 新三郷浄水場への高度浄水処理の導入に当たっては、経済性と効率性を十分検討し、推進する。 3 大久保、庄和浄水場水処理施設の耐震補強工事は、震災時に直接給水の用に該当する施設（浄水池、送水調整池）を優先して実施する。 4 経済的・効果的な投資と費用の平準化に配慮し、「新施設整備計画」及び「第5次業務設備整備計画」を策定する。 5 「公共工事コスト縮減対策に関する埼玉県新行動計画」に基づき、建設改良工事のコスト縮減を一層促進する。				
	改革指標・目標数値			
施 設 建 設	進度調整（H19以降先送り・見直し） 69,700百万円			
	コスト縮減率（計画金額比） 5%削減			
設 備 改 良	進度調整（H19以降先送り・見直し） 2,000百万円			
	コスト縮減率（計画金額比） 5%削減			
改 革 事 項	PFI手法による施設の建設・改良			
(行 動 計 画)				
1 大久保浄水場排水処理施設更新事業について、平成14年にPFI手法を導入するか選択する。 2 PFI手法の導入を選択した場合は、平成15年度にPFI事業者を募集し、平成16年度から事業を実施する。				
	改革指標・目標数値			
(導入可の場合)		改革効果（見込み）		
可能な限り高いVFM		建設コスト及び管理運営費の縮減 事業費用の平準化		
改 革 事 項	淨水発生土の有効活用と減量化			
(行 動 計 画)				
1 吉見浄水場の建設に合わせ園芸用培養土製造施設を建設し、製造販売を行う。 2 新三郷、庄和の各浄水場に乾燥ストックヤードを順次建設し、発生土の減量化を図るとともに販売の促進に努める。				
	改革指標・目標数値			
園芸用培養土（彩園君）		改革効果（見込み）		
製品化率（培養土量／全発生土量） 13%		H18～ 10,000t／年 処分費 △24百万円／年		
乾燥ストックヤード建設による発生土減量化率（新三郷+庄和） 10%		H17～ △1,780t／年 処分費 △9百万円／年 (H16～18 処分費△25百万円)		

(3) 環境面への積極的な取組

改 革 事 項	環境マネジメントシステムの構築			
(行動計画)				
環境対策を積極的に推進していくため、新三郷浄水場をモデルサイトとして平成15年度中に国際規格であるISO14001の認証取得を図り、環境マネジメントシステムの構築をめざす。				
改 革 指 標・目 標 数 値	改革効果（見込み）			
ISO14001の認証取得 (新三郷浄水場) H15	環境に配慮した運営体制の構築可能な限りの環境負荷の低減			
改 革 事 項	省 エ ネ ル ギ 一 の 推 進			
(行動計画)				
1 「埼玉県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスとしての二酸化炭素の排出削減を図るため送水圧力調整をはじめ各種の省エネ対策を積極的に推進する。 2 太陽光エネルギーや既存施設の工夫活用による環境負荷の少ないエネルギーを設備投資額とも配慮の上、積極的に活用していく。				
改 革 指 標・目 標 数 値	改革効果（見込み）			
省電力量 H18 878kw/h	CO ₂ 削減量 △2,950t·CO ₂ /年 〔ドラム缶△5,578本（軽油換算）〕			
改 革 事 項	淨 水 発 生 土 搬 出 量 の 削 減			
(行動計画)				
新三郷、庄和の各浄水場に乾燥ストックヤードを順次建設し、浄水発生土の減量化を図る。 減量により発生土運搬車両に係るCO ₂ 排出量を削減する。				
改 革 指 標・目 標 数 値	改革効果（見込み）			
浄水発生土の減量化率 (ストックヤード建設による) 10%	H17～ △1,780t/年 ※CO ₂ 削減量 H17 △3,139kg·CO ₂ (H16～18 △8,118kg·CO ₂) 〔ドラム缶△15本（軽油換算）〕			

4 地域整備事業

(1) 経営基盤の強化

改革事項	(株)さいたまリバーフロンティアの経営の在り方			
(行動計画)				
(株)さいたまリバーフロンティアの中長期的な経営計画の策定作業を通して、経営基盤の強化と経営の自立化を促すとともに、その経営状況に応じ、出資金や貸付資金の取扱いについて検討していく。				
改革指標・目標数値	改革効果(見込み)			
災害復旧資金の積立 2.5億円	会社の災害時の自力復旧が可能			
改革事項	県営神川温泉保養センターの経営の在り方			
(行動計画)				
質の高い温浴サービスの維持、積極的な営業活動の展開などにより、集客に努める。また、適正な料金設定のもとに管理運営経費の削減に取り組み、収益力の強化を図る。				
改革指標・目標数値	改革効果(見込み)			
収支の黒字化 開業9年目	将来の修繕、設備更新資金の確保			

(2) 事業の抜本的な見直し

改革事項	今後の地域整備事業の経営の在り方			
(行動計画)				
工業団地造成事業から撤退することを前提に、産業政策に沿った産業系基盤整備の在り方について検討・調整を行い、方向性を提示する。				
また、撤退に向けての課題や問題点等を整理し、対応策を検討するとともに地域整備事業の新たな方向性を提示する。		改革効果(見込み)		
改革指標・目標数値	将来的なリスクの軽減 公営企業としての資源の有効活用			
改革事項	分譲中の工業団地の取扱い			
(行動計画)				
企業ニーズや工業団地の立地特性を踏まえ、土地利用の見直し(用途地域の変更)や分譲単価の改定を戦略的に行うとともに、賃貸制度等の創設を検討する。また、管理費用の節減に積極的に取り組む。				
改革指標・目標数値	事業資金の確保 企業債償還財源の確保			
改革事項	造成中の工業団地の取扱い			
(行動計画)				
妻沼西部工業団地の北側部分について、早期に造成を完了し、完成部分から分譲を開始する。また、妻沼西部工業団地の南側部分及び羽生下川崎工業団地については、土地利用ニーズに応じた活用方法を検討のうえ、造成工事を進める。				
改革指標・目標数値	改革効果(見込み)			
造成工事 計画期間内での完了	分譲開始に伴う資金の早期回収			

行政情報(2)

彩の国資源循環工場の整備について

県営最終処分場を活用したリサイクル施設群の整備

埼玉県環境防災部資源循環工場整備室



環境優先県「彩の国さいたま」がプロデュースする
総合的「資源循環型モデル施設」

■公共関与による総合モデル施設 の整備構想

我が国を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくためには、ゼロ・エミッションの実現を目指した廃棄物の適正処理とリサイクルに向けた環境産業の育成が求められています。

そこで、埼玉県では、大里郡寄居町にある県営最終処分場の敷地を活用し、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を誘導・集積することを計画しています。民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備いたします。

「彩の国資源循環工場」は、廃棄物を資源とする製品開発や効率的な資源・エネルギーの回収、廃棄物の発生抑制、公害防止、環境修復などの様々な技術分野に先導的に取り組み、人類の持続可能な発展と循環型社会の構築を提案する「環境産業・研究開発拠点」として整備するものです。

平成14年3月には、提案競技方式により、事業に参加する先進的な企業を選定し、これから設計、契約、建設の段階を迎えてまいります。

■信頼される県営処分場の運営

この構想の事業用地とする最終処分場は、全国唯一の県直営処分場で、平成元年にオープンしました。厳しい受入基準と最高度の浸出水処理設備を有する管理型処分場で、住民の方々の監視活動を積極的に受け入れるなど、徹底した安全管理と透明性の高い運営に努めています。

- 名 称 埼玉県環境整備センター
- 面 積 97.7ヘクタール
- 用 途 管理型産業廃棄物最終処分場
- 埋立総量 271万トン
- 残余容量 193万トン（14年3月末現在）

この処分場は、地元との協定に基づき、安全性の高い二重シートや即時覆土によるサンドイツ工法を採用するとともに、浸出水処理水は水質汚濁防止法の規制値の1/10のクリーン度を達成するなど、地元の厚い信頼を得ております。

また、廃棄物の受入れに当たっては、条例により、一定の再資源化率を達成している事務所から排出される廃棄物を優先するなど、リサイクル優先の理念を持って運営しています。

平成13年1月には、土屋義彦知事自ら地元調印式に出席し、埋立期間を今後15年間延長する新協定を締結いたしました。

■最終処分場の新たな活用策

平成元年の処分場のオープンに当たっては、埼玉県と寄居町の間で、埋立終了後の跡地利用の約束が交わされ、以来、様々な跡地利用方策が検討されてまいりました。

このような中で、埋立期間を延長する新協定調印の席上で、知事から住民代表約200名を前に、公共関与による総合モデル施設「彩の国資源循環工場」構想を正式に表明いたしました。

埼玉県がこの構想の推進に当たって、地元に提案した条件は次のとおりです。

- 工場用地には埋立地以外の残存緑地20ヘクタールを活用し、埋立事業は継続する。
 - 大規模な公園・緑地を併せて整備する。
 - 民間の最先端技術を有する工場を集積する。
 - 徹底した情報公開と住民監視システムを採用し、全国のモデルとなる施設とする。
 - 地元産業の活性化、雇用の拡大に寄与する。
 - 工場用地は埼玉県の貸与とし、将来にわたって民間工場の安全性を埼玉県が管理する。
- 地元寄居町の方々は、県営処分場の建設と運営を通じて循環型社会形成の必要性を深く理解されるとともに、埼玉県のこれまでの取組姿勢を評価し、「彩の国資源循環工場」の整備を積極的に支援していただくところとなりました。

■構想表明から約1年間で参加事業者を選定

埼玉県では、この構想の事業化に当たっては、構想・計画の策定、事業者の募集、建設から将来の運営に至るまで、住民の方々と公開の場で話し合い、合意の下に進めることをいたしました。

「持続可能な発展」を支えていくためには、企業が有する経済合理性と、住民参加による環境保全の信頼性を、行政の枠組みの中で保証していくことが有効な方法であると考えたからです。

このような住民の方々との検討により、サーマルリサイクル施設（焼却、発電）は、県事業としてPFI方式で実施することとし、埼玉県のリスクと後年度負担が生じないように民間の独立採算方式（BOO方式）を採用しました。

また、リサイクル施設は、安全管理や環境保全などに厳格な条件を設けた借地方式としました。

そして、構想を表明した13年1月から6か月間で基本構想を策定、11月には募集要綱発表、14年2月に応募を締め切り、学識経験者、寄居町、住民代表を交えた審査委員会で14年3月末に参加事業者を選定する運びとなりました。

■彩の国資源循環工場（第Ⅰ期事業）の概要

「彩の国資源循環工場」は、民間リサイクル施設、サーマルリサイクル施設、県営最終処分場、県と民間の研究施設で構成する総合的な「資源循環モデル施設」です。ここに集積する環境産業群と埼玉県、地域が相互に連携し、効率的で効果的な資源再生と技術開発に取り組んでまいります。

- 名 称 彩の国資源循環工場（第Ⅰ期事業）
- 用地面積 97.7ヘクタール
- 工場用地 19.2ヘクタール
- 公園緑地 15.6ヘクタール
- 施設内容 サーマルリサイクル（日量400t）、リサイクル施設8社（発泡スチロール、金属、生ゴミ、食品、建設廃棄物、下水道汚泥、蛍光管、焼却灰、RDF製造、総合リサイクル=日量1700t）、最終処分場（残余容量193万t）、民間研究施設4棟、県営中核研究施設
- 経済効果 初期投資額450億円、年間売上高139億円、常用雇用260名（予定）
- 整備年次 平成18年度竣工

■彩の国資源循環工場における先進的取組み

「彩の国資源循環工場」は、環境優先を県政の基本理念に掲げる「彩の国さいたま」がプロデュースし、廃棄物問題に先進的に取り組みます。

- 内陸県における総合リサイクル施設の建設
- ゼロ・エミッションに向けた環境産業の振興
- 全国初「産業廃棄物処理施設」の都市計画決定
- 徹底した情報公開と住民監視システムの導入
- サーマルリサイクルの焼却灰100%再生利用
- 排ガス中ダイオキシン濃度0.01ナノg規制
- 年間10万tの雨水利用（防災調節池利用）
- 排水の完全クローズド・システム（循環利用）
- 本格的ごみ発電の実現（売電8000kW）
- 焼却・最終処分受入における再資源化率規制
- 広大な緑に囲まれた緑地率80%の工業団地
- 独立採算型PFIによる民間事業機会の拡大
- 排出事業者責任による公費負担のない事業展開

これからも、県民や地域の方々の御意見、積極的な企業提案を数多く取り入れ、先進的な環境産業の形成と技術開発にチャレンジします。

最後に、今後、この「彩の国資源循環工場」の実現が、行政、企業、地域住民の相互理解と協調に基づく廃棄物問題の解決に新たな道を開くとともに、環境産業のさらなる発展に結びつくよう埼玉県として全力を挙げて取り組んでまいります。

行政情報 (3)

武藏野操車場跡地及び周辺地域整備について

埼玉県県土整備部地域整備推進室

1. はじめに

三郷市と吉川市にまたがり、首都20km圏に位置した旧国鉄の武藏野操車場は、昭和48年府中本町～新松戸間の武藏野線開業の後、昭和49年の一部供用を経て、昭和51年に全面供用開始されました。その後、昭和61年に操車場の機能が停止した後、武藏野操車場跡地は、宅地化が進む県南地域にあって、計画的な土地利用が可能な貴重な空間として残っています。

この地域は、三郷インターチェンジに近接しており、常磐自動車道や東京外かく環状道路を経由して、都心や成田方面はもとより、東北自動車道や関越自動車道へのアクセスに恵まれています。

また、鉄道としては、JR武藏野線を内包し、跡地のほぼ中央に新三郷駅、近接して三郷駅及び吉川駅があります。

さらに周辺地域では、つくばエクスプレスの整備も進んでいるところです。

これらの交通利便性に恵まれた開発ポテンシャルの高い地区であることから、武藏野操車場跡地及び周辺地域の計画的な開発整備が望まれています。

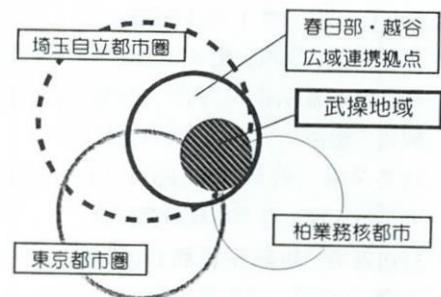
ここでは、武藏野操車場跡地及び周辺地域の位置付け、整備に向けた動きについて紹介します。

2. 地域の位置付け

武藏野操車場跡地を中心とした周辺地域は、「第3次三郷市総合計画」や「第4次吉川市総合振興計画」で、複合的な都市機能を有した市街地を形成する地域に位置付けられています。

埼玉県においても、この地域の整備は「埼玉県長期ビジョン」や「彩の国5か年計画21」に、県の重要な施策として位置付けられています。

また、首都圏基本計画においては、春日部・越谷広域連携拠点や東京都市圏、柏業務核都市などの拠点が重層する部分にあって、春日部・越谷広域



連携拠点の自立性促進のための機能補完を中心に他と連携していく役割が求められています。

3. 武蔵野操車場跡地及び周辺地域整備の検討経緯

《平成10年》

- ・国鉄清算事業団（現在、日本鉄道建設公団に編入）の「資産処分審議会」において、跡地と周辺地域を一体とした複合多機能都市として整備していくとの方針が示される。
- ・跡地の処分期限の目途を平成15年度末とする閣議決定。
- ・三郷市、吉川市、日本鉄道建設公団、都市基盤整備公団、東日本旅客鉄道株式会社及び埼玉県で構成する「武蔵野操車場跡地及び周辺地域整備事業化検討会議」（平成14年度に「武蔵野操車場跡地及び周辺地域整備事業調整会議」に名称変更）を設置し、整備に関する検討を開始。

《平成11年》

- ・JR武蔵野線新三郷駅開業。
- ・分離していた線路の上下線を一体化。

《平成12年以降》

- ・三郷市域及び吉川市域ごとに、事業化に向けた整備手法等の調査・検討を実施。

4. 整備計画の検討

この地域の整備は、交通の利便性を活かし、「職・住・遊・学」の総合的機能を集積した複合多機能都市の形成を目指していく必要があります。

この方針のもと、事業調整会議において検討を進めています。

検討対象区域は全体で約400haですが、全体を一括的に整備するのではなく、段階的に整備を進めることとし、現在、先行的に整備する区域の設定、具体的な整備内容及び手法等について、地元市と日本鉄道建設公団が中心となって検討を行っているところです。



【検討対象区域】

(単位 : ha)

	三郷市域	吉川市域	計
全　　体 (内、操車場跡地)	228 (45)	172 (39)	400 (84)

また、線路等の撤去、整地や既存の跨線橋、操車場跡地を横断する地下道の改築等、整備に先立ち必要となる準備作業を日本鉄道建設公団が進めています。

5. 今後の展開

武蔵野操車場跡地及び周辺地域の整備は、県東部地域にあって、都市生活に必要な諸機能を享受しつつ、多様化する価値観に応じた県民生活を送ることができる自立性の高い地域の創造を目指す上で重要なプロジェクトです。

県としても、新しいまちづくりを目指して、事業が円滑に進むよう、地元市及び日本鉄道建設公団を支援していきます。

行政情報(4)

安全に、安心して暮らせるまちに ～埼玉県震災予防のまちづくり条例を制定～

埼玉県環境防災部消防防災課

私たちが暮らす埼玉県を含む南関東地域では、マグニチュード7クラスの直下の地震の切迫性が高まっていることが指摘されており、あらかじめ被害の軽減を図るための措置を講じる震災予防対策は大変重要となっています。

多くの犠牲者を出した阪神・淡路大震災では、亡くなった方の約8割が建物等の倒壊によるものであり、事前の備えとしてのまちづくりが非常に重要であることが認識されました。また、人命救助された方の約7割が地域住民の方の力によるものであった地域の例もあったことから、普段からお互いに支え合える地域の大ささについてもあらためて認識されたところです。

県では、こうした教訓を生かすため、震災予防対策に焦点を当てた「埼玉県震災予防のまちづくり条例」を制定し、平成14年7月1日より施行したところです。

条例の基本的な考え方

この条例の基本的な考え方としては、次の3つがあります。

県は市町村と連携して、震災予防対策を着実に実施すること

震災予防は、県全体を見据えた対策と地域の実情に応じた対策を実施する必要があります。県は、市町村と連携して、施策を着実に実施していきます。

県民も、「自らの命は自らで守る」「自分たちのまちは皆で守る」という自助、共助の考え方を基に震災の予防に努めること

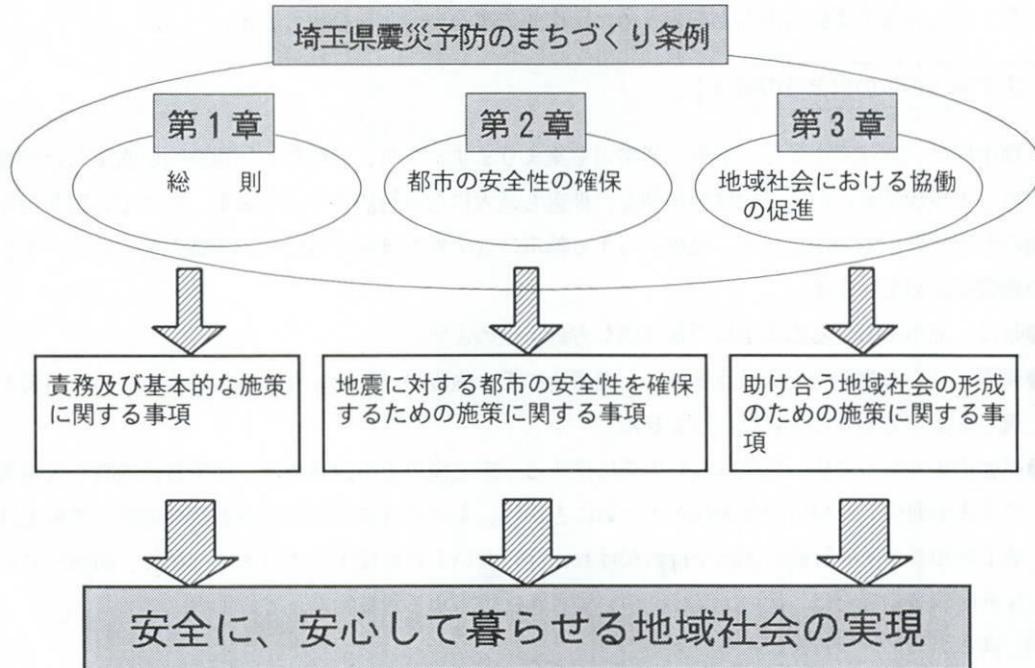
阪神・淡路大震災で亡くなった方の多くは、地震発生直後ほとんど瞬時に亡くなっています。「自助」「共助」の観点から、自分でできる対策を進めることが大切です。

県民、事業者、専門家、ボランティア等と行政がそれぞれの能力を生かし、協働で震災の予防に取り組んでいくこと

県民、事業者などの地域の構成員を始め、ボランティアなど様々な人の力を合わせて、一緒に取り組むことが大切です。いろいろなつながりを大切にして、補い合いながら地域での対策をたてましょう。

条例の概要

この条例は、「総則」「都市の安全性の確保」「地域社会における協働の促進」の3つの章から構成されています。



第1章 総則

条例の目的や責務、市町村への支援や情報の定期的提供など、基本的な事項や取組について定めています。

◇条例の目的

震災予防のまちづくりを総合的に推進し、すべての県民が安全に、そして、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

◇県、県民、事業者の責務

- 県………震災の予防について万全の対策を行うとともに、広域自治体として、県民や事業者への支援や、関係機関との調整を行います。
- 県民………震災の予防についての知識の習得や住まいの耐震性の確保、家具の転倒防止、食糧・飲料水等の備蓄、避難経路の確認など、自らができることがあります。また、地域社会の一員として、相互に協力するよう努めます。
- 事業者…当該事業所の施設や設備の耐震性を確保するとともに、地震発生時の初期消火等の体制の整備を行います。また地域住民などと連携・協力し、震災予防に寄与するよう努めます。

◇県の基本的な施策

- 市町村が行う取り組みの支援に当たっては、特に著しい震災が生ずるおそれのある地域の市町村に対して重点的に行います。
- 地震による地域の危険度や被害の想定調査、震災予防に関する調査・研究を行い公表します。また、県の施策の実施状況などをまとめた年次報告書を作成し、公表します。

第2章 都市の安全性の確保

都市部は、居住者も多く、通勤、通学者も集まります。また、老朽化した建築物が密集した地域では、大規模地震に対して危険性が高く、被害も甚大になる可能性があります。そこで、密集市街地の改善や建築物の耐震化等、地震に対する都市の安全性を確保するため、建築物などのハード面の施策を定めています。

- 県は、都市における震災予防の基本的な方針を定めます。
- 高压ガスや毒物劇物を取扱う施設は、地震時にその施設や設備の安全性を確保するための対策を講じるよう努力しなければなりません。
- 高層建築物や百貨店、病院などの用途に供する一定規模以上の建築物は、利用者に地震や火災等の災害が発生した場合の危険性が大きいことから、条例第17条において高層建築物等の建築主は、埼玉県知事に防災計画の届出を行わなければならないことを規定しています。なお、届出が必要な高層建築物等とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物としています。
 - (1) 高さが31メートルを超える建築物
 - (2) 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物（次の表に掲げる建築物）

用 途	規 模
①百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が10m ² 以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物	3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1500m ² を超えるもの
②病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物	5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1500m ² を超えるもの
③劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は、①、②に掲げる用途に供する建築物	5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2000m ² を超えるもの
④地下の工作物内に設ける建築物	居室の床面積の合計が1500m ² を超えるもの

- 既存建築物や看板、ブロック塀、自動販売機等の所有者は、耐震性の向上に努めなければなりません。また県は必要に応じて、指導、助言、または勧告を行います。

第3章 地域社会における協働の促進

震災対策を進める上で、生活の基盤である地域社会の役割は非常に重要です。助け合う地域社会をつくるため、自主防災組織等の育成や、ボランティア活動の支援など地域社会の協働を促進するためのソフト面における県の施策を定めています。

- 地域の自発的な防災組織やそのリーダーの育成に努めます。
- 高齢者など、震災時に特に援護を必要とする方への取り組みを市町村と連携してサポートに努めます。
- ボランティア等の受け入れ体制の整備や、情報提供等の環境整備に努めます。

第1章 総則

- 第1条 目的
 - 第2条 県の責務
 - 第3条 県民の責務
 - 第4条 事業者の責務
 - 第5条 市町村への支援
 - 第6条 調査及び研究、結果の公表等
 - 第7条 技術的な提案及び施策への反映等
 - 第8条 年次報告
- #### 第2章 都市の安全性の確保
- 第9条 都市における震災の予防に関する基本的な方針等
 - 第10条 密集市街地の改善及び拡大の防止
 - 第11条 道路等の整備等
 - 第12条 重要な建築物等の耐震性の確保
 - 第13条 消防水利の確保の支援
 - 第14条 電気、ガス又は通信に係る公益的事業等を行う施設の安全性の確保等

- 第15条 高圧ガス製造施設等の安全性の確保
 - 第16条 毒物又は劇物を貯蔵する施設等の安全性の確保
 - 第17条 高層建築物等の防災計画
 - 第18条 既存建築物の耐震性の向上
 - 第19条 落下対象物等の安全性の確保
 - 第20条 住宅火災の防止
 - 第21条 応急危険度判定
- #### 第3章 地域社会における協働の促進
- 第22条 自主防災組織の育成
 - 第23条 要援護者に対する施策等の支援
 - 第24条 ボランティア等の支援活動の環境整備
 - 第25条 県民等が組織する団体への協働のための支援
- #### 第4章 雜則
- 第26条 報告の徴収等及び立入検査
 - 第27条 委任

終わりに

地震の発生を防ぐことはできませんが、地震に対する備えを進めることにより、被害を限りなく少なくすることはできます。この記事をご覧になったことを機会に、家具の転倒防止や食料・飲料水の備蓄など家庭や事業所でできる震災予防対策や地域での取組について是非考えてみてください。

今後も、県では県民の生命と財産を守り、県民が安全に安心して暮らせるよう、震災対策を積極的に取り組んでまいります。

市民と行政の協働により目指します

「市民が主役 いきいき やしお」



八潮市長 多田重美



工事中のつくばエクスプレス中川橋梁
八潮市と三郷市を結ぶ鉄橋（三郷側から八潮市を見る）

■はじめに

昭和31年、八條村、潮止村、八幡村の3村が合併し、八潮村が誕生しました。その後、昭和39年に町制を施行、昭和47年に市制を施行し、本年1月に市制施行30周年を迎えました。

本市は、埼玉県の東南部、東京都心から約15kmに位置し、東西約5.2km、南北約7.5km、面積18.03km²の都市で、中川と綾瀬川にはさまれた自然堤防と後背湿地からなっています。かつては純農村地帯でしたが、昭和30年代以降、工場の誘致を図り、昭和40年代後半の急速な人口増加期を経て、現在約7万5千人の人口となっています。

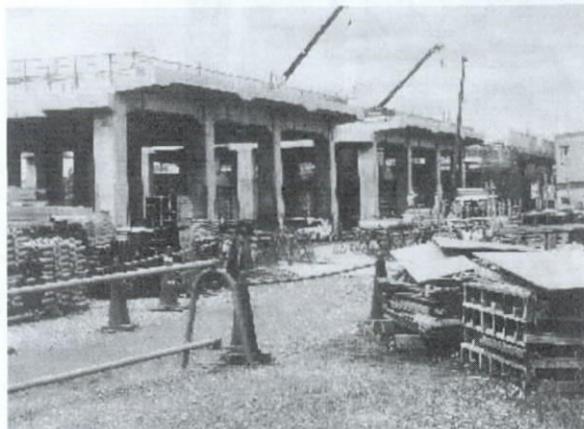
道路については、市域の南側を首都高速6号三郷線、北側を東京外かく環状道路が走り、また、国道16号線と直結する計画の東埼玉道路の建設が着工されています。

鉄道については、今までのところ県内で唯一の「駅のない市」ですが、平成17年度につくばエクスプレスが開業し、（仮称）八潮駅が利用できるようになると、秋葉原まで18分と都内へのアクセスが便利になるのはもちろん、筑波研究学園都市にも30分足らずで行けるようになり、技術交流などを通じた市の産業の発展についても期待されています。

■魅力ある中心核づくりに向けて

本市では、快適で住みよい市街地の整備と魅力ある都市環境の実現のため、土地区画整理事業を積極的に進めてきました。（施工済4箇所約300ha、施工中7箇所約420ha）このうち、新たな中心核となる新駅周辺については、埼玉県、都市基盤整備公団との役割分担のもと、魅力ある顔づくりを目指して地域整備を進めています。

本市の玄関口として利用しやすく市民に愛されるよう、駅及び鉄道施設の整備を進め、市民の憩いと交流の場ともなる駅前広場や駅前公園の整備を図るとともに、駅前通りをはじめとする関連道路では高齢者や障害者に配慮した歩道整備を促進するなど、人にやさしいバリアフリーの空間整備を図ってまいります。



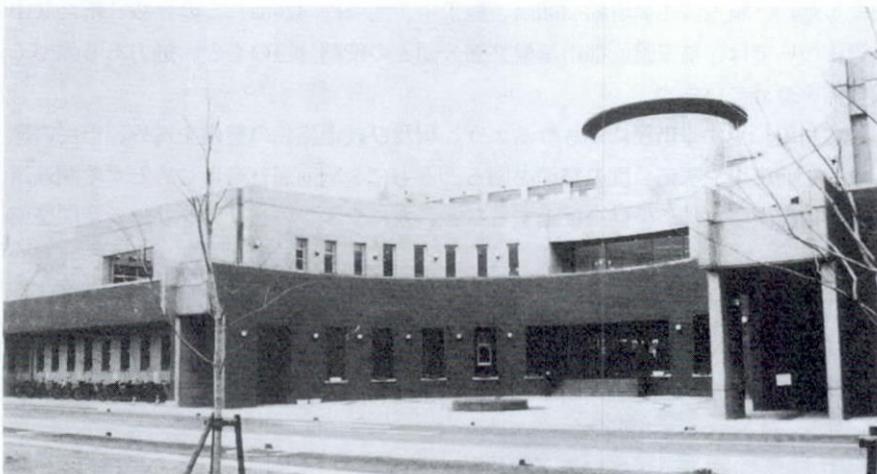
工事中の（仮設）八潮駅



区画整理事業が終わった市役所周辺（下）
と八潮駅方面（上）

■生涯学習によるまちづくり

市民の皆さんのが八潮市に住んでよかったと愛着と誇りがもてるよう、快適で夢のあるまちづくりを生涯学習に求め、市制施行20周年にあたる平成3年度に埼玉県内初の「生涯学習都市宣言」を行いました。この中において、生涯にわたり楽しく学びながら心豊かな人間性を培うことが、生涯学習によるまちづくりの出発点になることを表明しました。そこから、幸せな家庭が築かれ、さらには豊かな地域社会づくりへつながり、“品格と活力あるまち やしお”を創造することが可能となるものと考えています。



やしお生涯楽習館（生涯学習の拠点施設）

■まちづくり出前講座

平成6年度に、全国に先がけて「生涯学習まちづくり出前講座」を開始しました。この講座は、市民の皆さんのが聞きたい内容をメニュー表の中から選んでいただき、市民・民間企業社員・公共機関職員・公益企業職員・教職員及び市職員が講師となって出向き、お話しするものです。開始以降、メニューを増やし、平成14年度は、行政編、市民編、サークル編、子ども編、民間企業編、公共機関・公益企業編、教職員編、行政編ダイジェストメニューの計8部門で全224メニューとなっています。申し込みも年を追って増加し、平成13年度は約17,000人の市民の皆さんを利用されるほどご好評をいただいているです。

■彩の国まごころ国体

平成16年の彩の国まごころ国体においては、本市はハンドボール競技のメイン会場として開催式を開催するとともに、成人男子及び少年男子の競技を行います。

市民の皆さんにハンドボールという競技を身近に感じてもらえるよう、研修会の開催や、日本選手権のトーナメントの誘致などを行い、国体の開催に向けて市民意識の高揚を図っています。



エイトアリーナ（平成16年彩の国まごころ国体のハンドボール競技
(成年男子)会場)

■ 終わりに

まちづくりを進めるための財源は、市民の皆さんの税金で賄われていることを常に認識し、この財源を効率的、効果的に使い、多様化、高度化する市民要望に即応するとともに、適確に対応していくよう努めてまいります。

「八潮市に住んでよかった」と愛着と誇りがもてるよう、生涯学習によるまちづくりを進め、市民のみなさんとの協働により「市民が主役 いきいき やしお」の実現を目指してまいります。

連合会の動き

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会・経営改善委員会合同会議を開催



合 同 会 議

9月4日正午から埼玉建産連会館センター第1会議室で埼玉県建設生産システム合理化推進協議会と当建産連の経営改善委員会の合同会議が開催された。

事務局の関当建産連常務理事の司会で開会、島村協議会会長（当建産連会長）が「建設産業を取り巻く環境はますます厳しく、構造改善が一層重要な課題となっています。この合同会議が実り有る有意義な会議になりますよう」と挨拶。続いて佐野良雄経営改善委員長が挨拶して島村会長を議長に議題に入った。

議題は①協議会の活動状況について—県内中小建設産業の情報化に関する実態調査結果について、②総合工事業者・専門工事業者

間における工事見積条件の明確化について—①建設業振興基金西澤公陞部長、③電子納品セミナー等について—(社)全国建産連小野澄治専務。

まず事務局の関常務理事から、県協議会の活動状況について説明が行われ、協議会として、建設業振興基金の助成により、昨年11月に建産連会員団体企業15団体700社を対象

に実施した「県内中小建設産業の情報化に関する実態調査」の結果が報告され了承された。

次に、西澤部長が総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について講演した。国土交通省が毎年実施している「下請代金支払状況等実態調査」及び「専門工事業下請取引実態調査」によれば、

下請契約において、書面による契約が行われていない実態が根強く残っており、こうした実態を踏まえて、建設生産システム合理化推進協議会では、総合工事業者・専門工事業者間の契約締結の適正化を促進するためには工事見積条件の明確化を図ることが重要であり、特に見積時点における価格を決定する事項について書面によって明確化するため、「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）を作成したとして、これについて詳細説明した。西澤部長は、今回は型枠大工工事、鉄筋工事等9工種について標準モデルを作成したが、引き続き他の工種についても作成に努めるという。標準モデルの使い方についても説明、これにより、建設産業構造改善事業の根幹である元・下契約の適正化が進むことを期

待すると結んだ。

続いて(社)全国建産連小野専務が「電子納品セミナー等について」と題して講演した。小野専務は、電子入札に統一して、電子納品も前倒し実施されることが必至であり、これに対応出来ない企業は“優勝劣敗”で淘汰されることになるとし、今回全国建産連とマイクロソフト社が提携して全国建産連加盟団体中小建設企業に限って低価で提供する電子納品に必要なハード、ソフトについて説明、すでに提携両者がスタートした電子納品作業をバーチャル体験できる電子納品セミナーの開催を奨めた。

講演を終わって、質疑応答の後、合同会議は埼玉県でもこの電子納品セミナーの開催を検討することを決め会議を閉じた。

平成14年度 「彩の国建設産業構造 改善推進の集い」開催

埼玉県・埼玉県建設産業構造改善推進協議会主催、埼玉県魅力ある建設事業推進協議会・(社)埼玉県建設業協会・当建産連協賛の平成14年度彩の国建設産業構造改善推進の集いが8月29日（木）午後1時30分からさいたま市の埼玉会館小ホールで開催され、行政関係者、業界関係者約230人の多数が参加した。

主催者挨拶に立った小沢隆国土づくり局長は、「建設産業は全人口の1割を占める重要な基幹産業である。公共事業費の削減により競争のさらなる激化が予想されるが、建設産業の構造改善への取り組みがますます重要に

なっている。「建設産業構造改善3カ年計画に基づき、不良不適格業者の排除、建設生産システムの合理化などに官民一体となって取り組んでいきたい。」と述べた。

講演会に移り、平成12年度埼玉県男女共同参画推進事業所に選定された(株)太陽商工代表取締役池田由季子氏が「女性が大いに活躍で



きる職場づくり」と題して講演した。

池田氏、建設産業は期待、希望、輝きの3Kであるとし、育児休暇、在宅勤務など女性

が働きやすい職場づくりの経験を紹介、女性にも責任ある仕事を与えることだと結んだ。

次に、住信基礎研究所主席研究員伊藤洋一氏が「今後の日本経済と建設産業の展望」と題して講演した。



伊藤氏は、日本経済の現状と今後として、低成長経済の定着、強まるデフレ環境、予算の制約の高まりと高い国債発行残高について

伊藤 洋一 氏 説明、景気底入れ宣言とその後、世界の物価を巡る基本的環境、インフレを前提としたシステムの変換の必要性、さらに、見直し迫られる建設産業の公的受注部門について、箱モノ行政の見直し等に触れ、建設産業は官需から民需への切り替え、需要の先取り・掘り起こし型への移行等大きな変化の時だと述べた。

全国府県建産連会長会議 愛媛県松山市で開催される

全国府県建設産業団体連合会会长会議が9月26日、愛媛県松山市で開催され、当建産連から島村会長らが出席した。

全国建産連田村憲司会長の挨拶、国土交通省大臣官房松原文雄氏からの来賓祝辞のあと、全国建産連会長表彰が行われ、本県から次の2氏が表彰された。

服 部 幸 二 氏

(埼玉県設備設計事務所協会会长、当建産連理事)

片 渕 重 幸 氏

(埼玉建築設計監理協会会长、当建産連理事)

続いて、各府県建産連提出議題を審議の後、次の11項目に及ぶ要望を決議閉会した。来年は大分県で開催される。

- ① 公共事業関係補正予算の速やかな編成
- ② 公共事業費の確保と地方中小建設産業の優先活用
- ③ 官公需法と地域要件の堅持
- ④ 地方都市中心部のオフィスビル空洞化対策
- ⑤ ダンピング防止について
- ⑥ 公共工事設計労務単価決定の仕組み改善
- ⑦ 設計労務単価に事業主負担社会保険料合算
- ⑧ 特定JVによる受注時における前払い金管理
- ⑨ 出来高部分払い方式
- ⑩ 主任技術者・監理技術者の兼任
- ⑪ 法人会員企業の評価

理事会・委員会報告

総務委員会



7月11日（木）正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で島村会長同席のもとに第1回総務委員会を開催した。関根委員長欠席のため、高木副委員長が挨拶、新任の言葉を述べ、慎重審議を要請した。続いて島村会長が挨拶、改選後初の委員会であり、2年間の活動をよろしくと述べた。出席委員紹介の後、高木副委員長を議長に議事に入った。

議題(1)は「全国府県建産連会長会議の提出議題及び平成15年度埼玉県に対する団体政策要望について」。全国府県建産連会長会議の提出議題については、会員団体から提出された6件の提案を踏まえて事務局が作成した（件名）「公共事業費の確保と地方中小建設産業の優先活用について」及び（件名）「ダンピング受注の防止について」の2件を当建産連の提出議題とすることを承認、また、平成15年度埼玉県に対する団体政策要望については、（件名）「公共投資の確保と地元中小建設業の活用について」及び（件名）「ダンピング受注の防止について」の2件とすることで了承された。

議題(2)は、全国府県建産連会長表彰候補

者について。平成14年度推薦者として服部幸二理事（県設備設計事務所協会会長）と片渕重幸理事（埼玉建築設計監理協会会長）が挙げられ、両氏が候補者として決定された。

その他、勤労者福祉施設譲渡に係る不動産鑑定評価等の日程変更について報告があり、以上をもって会議を終了、散会した。

広報委員会



7月24日（水）正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で、第2回広報委員会を開催した。議題は①「建産連ニュース」第93号の発行について、②「建産連ニュース」第94号の編集案について、③「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集について、④その他。

有山委員長の挨拶、委員の紹介のあと、有山委員長を議長に順次議事を進めた。

「建産連ニュース」第93号の発行について、事務局から記事の掲載順に要点の説明を受け、続いて、「建産連ニュース」第94号の編集案について編集担当から趣旨説明を受け、いずれも特に意見なくこれを了承した。

次いで、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集については例年どおりに実施することを了承。最後に、次回委員会開催日を10月23日（水）とすることを決めて閉会した。

研修指導委員会



8月2日（金）正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で島村会長同席のもとに研修指導委員会を開催した。小林文武委員長の新任挨拶、島村会長の挨拶、出席委員紹介の後、小林委員長を議長に議事を進めた。

議題(1)「事業実施状況について」は事務局より、これまでの研修指導委員会事業による講演会・研修会の実施状況について説明がされたのちこれを承認。

議題(2)「平成14年度事業実施計画(案)について」は、事務局からの説明により、まず講演会・研修会については埼玉県建設業協会浦和支部と共に共催で、日時は10月中旬、13時30分から15時、場所は建産連会館センター3階大ホールと決定し、テーマ及び講師については3案が示された。種々意見交換の後、A案「埼玉県における電子入札の導入について」（講師 埼玉県総務部入札企画室職員）に決定した。

次に施設見学会について、事務局から、日時は10月上旬、視察場所として2案が提示された。種々意見交換の結果、花卉市場（鴻巣市）と国体メイン会場（熊谷市）に決定した。

以上をもって会議を終了、散会した。

彩の国の橋

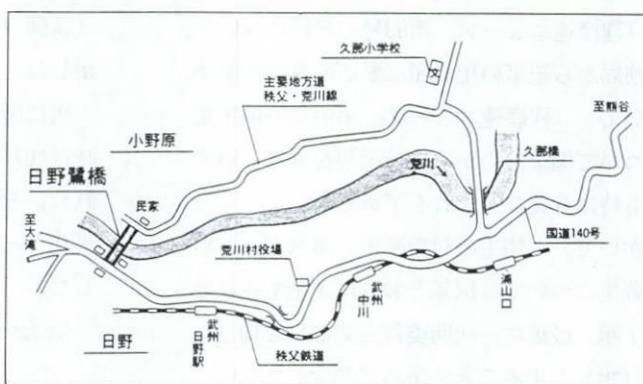
資料提供 埼玉県県土整備部道路街路課

ひのさぎばし
【日野鷺橋】（荒川村）

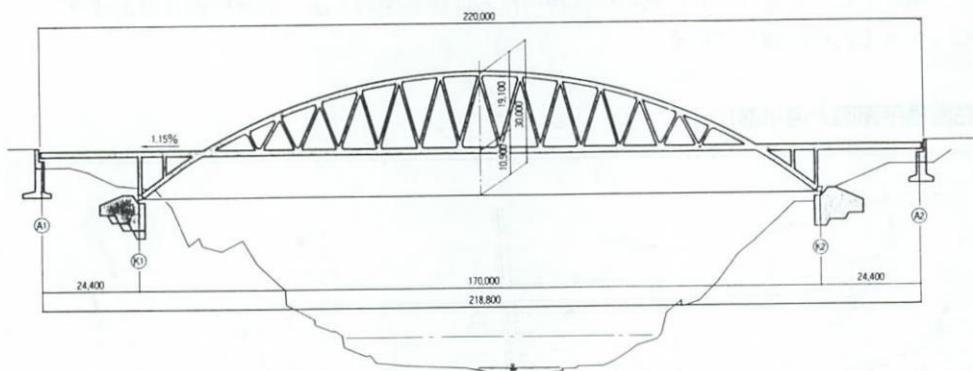


日野鷺橋は、主要地方道秩父・荒川線のうち、秩父郡荒川村大字小野原と同村大字日野を結ぶ一級河川荒川に架かる橋です。この県道は、秩父市大字寺尾地先の一般国道299号から荒川村大字小野原地内において、約840mが交通不能区間となっていたため、地域の交通及び防災上のネックとなっていました。このような状況を解消するため、荒川を跨ぐ新橋を計画し、昭和62年度より事業に着手し、平成3年度に完成しました。

日野鷺橋の完成は、交通不能区間の解消とともに、荒川村をはじめとする秩父地域の産業の発展、豊かな地域作りのため、そして秩父リゾートのアクセス道路として大きな役割を果たしています。



〔日野鷺橋側面図〕



【日野鷺橋の概要】

- 路線名：主要地方道秩父・荒川線
- 支 間：24.40m + 170.00m + 24.40m
- 構造形式：上部工／中路式トラスドランガー橋 下部工／逆T式橋台2基、重力式橋台2基
- 総事業費：約15億円
- 橋 長：220.00m
- 幅 員：9.75m（車道／7.25m 歩道／2.50m）
- 架設年度：平成3年度

【花園橋】(寄居町・花園町)



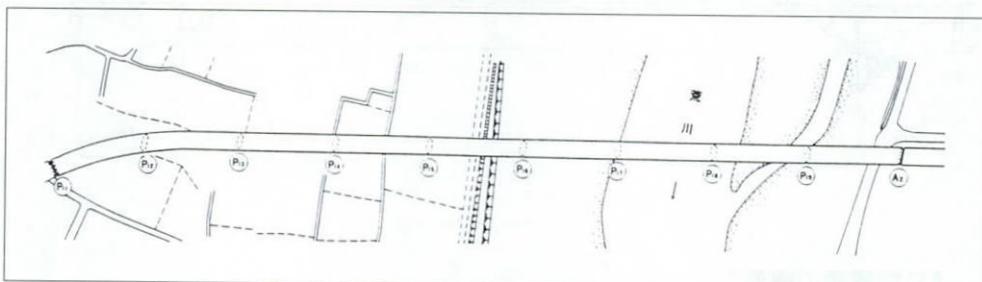
花園橋は、一般県道菅谷寄居線の寄居町赤浜地区と花園町荒川地区とを結ぶため、一級河川荒川に架けられた橋梁である。旧橋は昭和22年頃に架設された橋長185.8m、幅員3.7mの木橋であり、著しい交通量の増加、車両の大型化等に伴って傷みが激しく、また幅員も狭く危険な橋梁となつたため、昭和56年度に本橋の整備事業に着手した。

新橋の計画に際しては、経済性、施工性及び周辺環境との調和等について十分な検討を重ねた結

果、河川部にはP C 箱桁橋、陸上高架部には鋼鉄桁橋を採用した。

また、架設工法としては、P C 箱桁橋は現場打ち片持ち架設工法、鋼鉄桁橋は自走式クレーン車によるベント工法を採用している。

〔花園橋平面図／河川部〕



【花園橋の概要】

- 路線名 一般県道菅谷寄居線
- 橋格 一等橋
- 橋長 879.8m
- 構造形式

上部工：有ゲルバー 9 径間連続 P C 箱桁橋
3 径間連続鋼鉄桁橋… 3 連
単純合成鋼鉄桁橋… 2 連
単純合成鋼鉄桁橋… 2 連
(取付道)

下部工：門型ラーメン式橋台（直接）
箱式橋台（直接）
逆T式橋台（直接）
T式橋脚… 12基
(オープケーション・直接)
逆T式橋脚… 8 基
(オープケーション・直接)

- 幅員 9.75m（車道/6.0m 歩道/2.0m）
- 総事業費 2,657,090千円
- 供用開始 昭和62年度

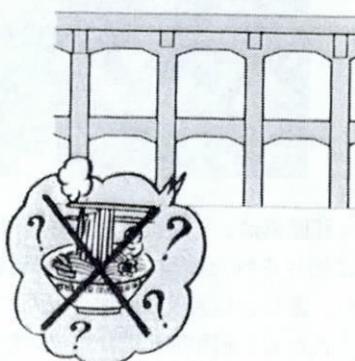
〔花園橋位置図〕



豆知識

ラーメン式とは

よく橋の説明なんかで、ラーメンって言葉を見かけるけど、しょゆ油やみそ味のあのラーメンと何が関係あるのかな……。知らない人なら誰でもそう思っちゃうけど、残念ながら全く関係なし。そもそも、ラーメンとは枠、縁、を意味するドイツ語で、棒状の部材をがっちりとつなぎ合わせた骨組みでできるていうことからつけられたんだ。



告 知 板

彩の国建設リサイクル法実施要領を発表 (分別解体等)

埼玉県は、分別解体等及び再資源化等の適正実施の確保の方策として、「彩の国建設リサイクル法実施要領」を定め公表した。

また、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する上で関係者が留意すべき事項を取りまとめた「彩の国建設リサイクル取扱要領」を定め公表した。

彩の国建設リサイクル法実施要領 (分別解体等)

(趣旨)

第1条 この要領は埼玉県において「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)」の実施にあたり、同法及び「彩の国建設リサイクル実施指針」(埼玉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針)に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(対象建設工事の事前届出に対する変更命令等)

第2条 法第10条第3項に基づき対象建設工事の発注者又は自主施工者からの届出に係るその他必要な措置は次のとおりとする。

- 一 適正な工期の確保
- 二 分別解体等の工程の変更
- 三 分別解体等のための作業場所の確保
- 四 その他適正な分別解体の実施に必要な措置の確保

(分別解体等における助言又は勧告の基準)

第3条 法第14条に定める分別解体等の実施を確保するために必要な助言又は勧告は、「彩の国建設リサイクル実施指針」を勘案して、法第9条第2項に規定する主務省令で定める基準に従い、解体工事の工程、分別解体等の方法に関して行うものとする。

2 対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認めて前項の助言又は勧告を行う場合は、概ね次の各号に該当する場合とする。

- 一 分別解体等が不適切な工法により行われている場合
- 二 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、若しくは施工された場合などで、現場での分別解体等の実施が困難となる場合
- 三 有害物質を含む分別解体等で、関係法令に違反するなどその取り扱いが適切さを欠いている場合

3 第1項に定める助言又は勧告は、分別解体等の適正な実施を確保するものに限られ、次の各号の内容について、建築物等の状況に対応して適時・的確に実施しなければならない。

- 一 アスベスト等の有害物質等の取り扱い
- 二 外装材と主要構造部分の材質が異なる場合の資材の分別
- 三 地域の再資源化施設の状況を踏まえた柱材と板材の分別
- 四 その他適正な分別解体の実施の確保に必要な事項

- 4 前項第一号に定める有害物質等の取り扱いについて助言・勧告を行う場合には、必要に応じて、廃棄物指導課若しくは対象建設工事のある市町村を管轄する環境管理事務所と協議を行うものとする。

(分別解体等における命令の基準)

第4条 法第15条に定める分別解体等の方法の変更その他必要な措置の命令は、前条による助言・勧告では分別解体等の適正な実施が確保できない場合に、「彩の国建設リサイクル実施指針」を勘案して、法第9条第2項に規定する主務省令で定める基準に従い行うものとする。

(分別解体等を実施しないことが出来る正当な理由)

第5条 前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合には、正当な理由があるものとして現場での分別解体等を実施しないことができる。

- 一 有害物質により建築物等が汚染されている場合
- 二 地震等により建築物が倒壊した場合
- 三 天災等により緊急に復旧工事を行わなければならないため、分別解体等を行うことができない場合
- 四 災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
- 五 火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が困難となった場合
- 六 分別解体等の実施義務が課されている工事において、知事にその届出をした後、事故等の発生により建築物が倒壊するなど、分別解体等や再資源化等を行うことが事実上あるいは社会通念上困難となった場合

(報告の徴収の基準)

第6条 当該工事の実施地域（特定行政庁の区域である場合を除く。）を所管する土木事務所長（以下、土木事務所長という。）は、次の各号の一に該当する場合において、当該対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、適正な分別解体等の実施を確保するため、当該工事の実施中又は完了後に法第42条第1項に定める分別解体等の実施状況について報告を求めることができる。

- 一 分別解体等が不適切な方法により行われている場合、若しくは行われた場合
- 二 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、若しくは施工された場合
- 三 有害物質を含む分別解体等で、関係法令に違反するなどその取り扱いが適切さを欠いている場合
- 四 解体工事において、特定建設資材廃棄物や有害物質等の分別に相当の技術を要すると認められる場合
- 五 当該対象建設工事の規模が大きく、相当量の特定建設資材廃棄物が排出される見込みのある場合
- 六 解体業者登録の有無及び技術者の選任状況に適切さを欠いている場合
- 七 対象建設工事の自主施工者又は受注者に変更があった場合
- 八 その他、適正な分別解体等の実施を確保するため、土木事務所長が必要と認める場合

罰 則 一 覧

章・節	条・項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10	対象建設工事の届出	20万	51条1号
		対象建設工事の変更の届出	20万	
	15	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	50条1号
		分別解体等義務の実施命令	50万	49条
第4章 再資源化等の実施	18	発注者への報告の記録	10万	53条1号
	20	再資源化等義務の実施命令	50万	49条
第5章 解体工事業	21	登録	懲役1年・50万	48条1号
		登録更新	懲役1年・50万	
	25	変更の届出	30万	50条2号
	27	廃業等の届出	10万	53条2号
	29	登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万	51条3号
	33	標識の掲示	10万	53条3号
	34	帳簿	10万	53条4号
	35	事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
	37	報告の微収	20万	51条4号
		立入検査	20万	51条5号
第6章 雜則	42	報告の微収	20万	51条4号
	43	立入検査	20万	51条6号

は過料

彩の国建設リサイクル取扱要領 (分 別 解 体 等)

埼玉県において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第百四号）」第九条第一項に規定する対象建設工事を施工する者は、「彩の国建設リサイクル実施指針」（埼玉県における特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針）に定める事項の他、次の各号の事項に留意することとする。

一 冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、ユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があり、過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めることが適当である。また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要がある。

二 断熱材に使用されているフロン類については、建築物の解体時におけるフロン類の残存量が不明確であること、経済的な回収・処理技術が未確立であること等の課題がある。このため、適正かつ能率的な断熱材の回収、フロン類の回収・処理のための技術開発・施設整備等の状況を見ながら慎重に対応する必要がある。

三 非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある。

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例を制定

県は9月県議会に「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を提案、可決された。条例の要点次の通り。

1 趣 旨

土砂の排出、たい積等に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するための条例の制定

2 内 容

(1) 土砂の排出の届出

ア 元請負人は、建設工事に伴って発生する土砂の排出を行うときは、「土砂の排出に関する計画」を定め、知事に届け出なければならない。

イ 土砂のたい積を行う者は、土砂が他の区域に排出されるとき（アの場合を除く。）は、「1ヶ月間の土砂の排出に関する計画」を定め、知事に届け出なければならない。

(2) 土砂の排出計画等に対する勧告

知事は、適当でないと認めるときは、届出者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(3) 土砂のたい積の許可

土砂のたい積を行おうとする者は、「土砂のたい積に関する計画」を定め、知事の許可を受けなければならない。

(4) 土砂搬入禁止区域

知事は、土砂のたい積が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認める場合は、当該土地を土砂搬入禁止区域として指定することができる。

(5) 措置命令

ア 知事は、土砂のたい積の許可を受けた者が、「土砂のたい積に関する計画」に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 知事は、土砂のたい積の許可を受けないでたい積を行った者（違反行為をすることを要求した者等を含む。）に対し、土砂のたい積の中止等を命ずることができる。

(6) 市町村の条例との関係

市町村が定める条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、この条例は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(7) 罰 則

最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 経過措置

ア 2(1)アについては、この条例の施行前に締結された請負契約に係る建設工事等については、適用しない。

イ 2(1)イについては、この条例の施行の日から起算して10日を経過する日の属する月の翌月以後の土砂の排出から適用する。

ウ この条例の施行の際に土砂のたい積を行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、2(3)の許可を受けなくてもその土砂のたい積を行うことができる。

平成14年度 県の9月補正予算のポイント

1 補正予算の規模

一般会計 21億1,540万2千円

(補正後累計 1兆7,195億6,040万2千円)

(特別会計、企業会計を含む総額 21億9,116万2千円)

〈参考〉最近の一般会計9月補正予算の規模 (単位: 億円)

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
243	128	661	241	86	32

2 建設関連歳出予算等のポイント

○廃棄物不法投棄緊急対策

さいたま環境整備事業推進積立金（通称：けやき基金）の拡充 4,000万円

環境犯罪取締用装備資機材の整備 469万4千円

○災害への緊急対応

台風6号等による土木、農林施設の被災への対応 11億8,577万5千円

○その他

断電子入札共同システムの構築 2,000万円

断電子申請共同システムの構築 2,000万円

介護予防拠点整備の実施 7億9,782万9千円

医療施設近代化施設整備の実施 1億4,256万1千円

新設道路における信号機等の設置 3,983万4千円

ものつくり大学で学ぶ

学生募集 職業経験者には社会人入学 ご案内

ものつくり大学では、現在、2003年度（平成15年度）の学生募集を行っております。

本学への入学対象となる者は、主に高等学校の新卒者（既卒者も含む）であります。社会経験を積んだ方（社会人入学者）への入学にも門戸を開き、社会人を対象とした入学試験を導入しております。なお、各入学試験ごとに募集開始時期が異なりますので本学入試係までお問い合わせください。

社会人入学試験には、企業に勤めている方、あるいはこれまでに勤めた経験のある方、または製造業、建設業の後継者（将来の後継者を含む。）の方が応募することができます。

ものつくりに意欲を持つ若きテクノロジストをめざす方、社会経験を積んだ方が、本学で真に社会で役立つ「ものつくり」の本質を学ばれることを期待しております。

ものつくり大学とは、このような大学です。

「ものつくり」は「ひとつくり」、テクノロジストを育てる大学です。

日本の「ものつくり」の基盤を担う人材を新しい発想で育てることを目的に、平成13年4月、行田市に、「ものつくり大学（私立の4年制大学）」が国、自治体、産業界の支援を受けて開学しました。

開学から一年半がたち、現在、2年生まで約680名の学生が製造技能工芸学科と建設技能工芸学科で体と頭と心を総動員して勉学に励んでいます。

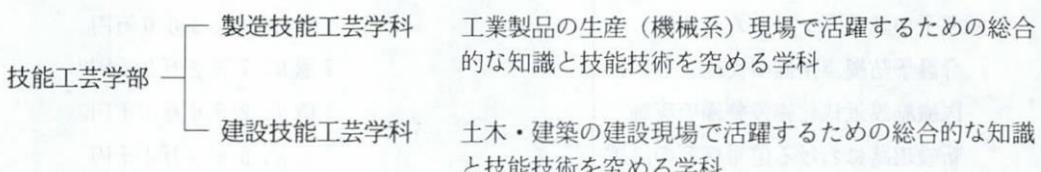
本学の教育目標は、既存の工科系大学にないシステムで学ぶことで、「ものつくり」の「技」と「知恵」と「心」を合わせもつ創造性豊かな人材の育成が目標であります。それは、21世紀において日本が「ものつくり」で世界のトップランナーであり続けるため、「ものづくり立国」の施策を支える「テクノロジスト（高度技能技術者）」の育成を求められているからであります。

「ものつくり」の真髓、技能工芸学を究める大学です。

本学で、「ものつくり」のベースとなる技能技術と科学的な理論を総合的に学ぶことにより、ものつくりの現場に即した知恵が反映できる能力を身につけることができます。

また、生産現場でリーダーシップを発揮できるように、マネジメント能力、企画力、想像力を身につけられます。さらに将来、自分自身で新事業を創出する能力（起業マインド）、グローバル化に対応した国際性を養うことも重視した教育をめざしています。

これらの目標のもとに、技能、科学、経済、情報、芸術、環境などの分野を統合し、高度な技能技術を基盤としながら、地球規模の視野に立つ感性と理論性をそなえた教育と研究を行う学問が「技能工芸学」であり、本学こそ、それを究めるところです。



教育の特色－実学重視で「ものつくり」の本質を学ぶことができます。

本学の教育の特色は、ものつくりの実社会に直結した実学重視の教育で、キャンパス内の授業の約7割が、実習、実験、製図などの実技型の科目とし、学生は入学直後から、ものつくりの現場で使われている道具や最新機器を駆使して、ものに直接ふれながら、ものつくりを体験し学びます。

また、教授陣についても産業界の様々な分野から迎えるとともに、ものつくり現場の第一戦で活躍している方々を非常勤講師として迎えることにより、時代と社会からの要請に適合する教育・研究が実践されます。

社会人入学のメリット－多様な入試制度の活用と学習体験・社会体験による単位認定

社会人入学をめざす方へのお薦めの第一が社会人・勤労者特別入学試験です。ペーパー試験と違い、プレゼンテーション試験は、ものつくりに対する自分の体験や将来への希望などをアピールしていただくもので、目的意識の高い方に広い門戸が開かれています。特に製造業や建設業などの後継者子弟の方に、最適とも言えます。

第二のお薦めがAO（アドミッションズオフィス）入学試験です。対応期間が長いため、社会人にとっていつ起きるかわからない進学ニーズに、いつでもお応えします。

入試方法も、正式受験の前に面接やE-mailで教員とやり取りし、ものつくりに対する意欲や向学心と同時に、将来の方向や学習の方法などまで相談、確認した上で受験を決定できます。

入学後には、高校より上の教育機関での学習経験や社会経験などが、本学の要求水準を満たす場合は、学習単位として認定され、実質的な学習期間の短縮となる特典があります。

平成15年度入学試験概要

種 別	選 考 日	募集人員	
		製造	建設
AO入学試験（面接方法、インターネット方式）	7月29日～12月20日の内指定日	10名	10名
推薦入学試験	11月16日	60名	60名
一般入学試験A日程（センター試験、学科試験、総合試験）	学科 2月13日、総合 2月14日	55名	55名
一般入学試験B日程（センター試験、学科試験、総合試験）	学科 3月15日、総合 3月16日	10名	10名
社会人・勤労者特別入学試験	A：11月16日		
外国人留学生・帰国子女特別入学試験	B：3月15日	45名	45名

※センター試験利用入試には、本学個別の試験はありません。

学生納付金等について

入学時、在学年次ごとの学生納付金は、入学年度は150万円（入学料30万円含む）

2～4年次各年度は120万円（授業料の他、実験実習費、施設整備費、各16万円）です。

授業料は、年4回の分割払いもできます。年4回分割払いの場合には、入学時に必要な納付金は84万円となります。

願書請求や入学に関しては、下記にお気軽にお問い合わせください。

ものつくり大学 学務部教務課 入試係

〒361-0038 埼玉県行田市前谷333番地

TEL 048-564-3816

本学ホームページ <http://www.iot.ac.jp/>

建産連だより

インターネット保証申込 サービスのご案内

東日本建設業保証株式会社
埼玉支店

平素は、弊社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて弊社では、従来の保証申込方法に加えてインターネットを経由した申込サービスを提供しています。お申込みは弊社のホームページから「利用申請書」をダウンロードし、必要事項ご記入のうえ、当支店までご提出下さい。登録手続き完了後、ログインID・パスワードをご通知いたします。

保証申込書のほか、前払金使途内訳明細書の作成もこのサービスでご利用いただけます。又、作成したデータをエクセルでダウンロードすることもできます。

建設業もIT化の時代、この機会に是非ご利用されてはいかがですか。

なお、詳しくは当社ホームページ(<http://www.ejcs.co.jp/>)をご覧ください。

埼電工組 小川・川越支部キャラバン隊

実施報告

埼玉県電気工事業組合

埼玉県電気工事工業組合(小澤浩二理事長)は毎年恒例の「電気使用安全月間」のキャンペーン活動を小川支部(村田治雄支部長)と川越支部(加藤末勝支部長)で行った。

小川支部は8月22日、東京電力(株)熊谷支社の後援により小川町・嵐山町・玉川村・都幾川村・東秩父村・寄居町・花園町・川本町・江南町に、川越支部は8月29日、東京電力(株)川越支社の後援を受け、上福岡市・川越市・川島町の自治体を訪れ、以下の月間運動実施項目を盛り込んだ安全運動の趣意書を読み上げ、手渡した。

- ① 電気使用安全に関する啓発指導
- ② 漏電遮断機の取り付け促進
- ③ 不良電気設備の改修の実施
- ④ 電気設備の安全診断の実施
- ⑤ 電気設備のリニューアルの推進
- ⑥ 電気安全啓発キャラバン隊の実施
- ⑦ 電気工事士に対する研修の実施
- ⑧ 200ボルト化の普及推進

特に川越市長は労をねぎらいながら、「電気のない社会は考えられない。町づくりは電線類地中化が進んでおり、ますます災害対策が必要となる。」「現在200ボルトにしていないのは日本と韓国くらい、そろそろ取り組んでも良い時期」と本キャンペーンの取り組みを絶賛された。

その後、両支部は各市役所・街頭等でパンフレットの配布などキャンペーン活動を展開。感電事故が多い夏場に、身近で便利な電気の安全使用を呼びかけた。その甲斐あって、「全国電気使用安全運動実施中」の横断幕を取り付けたキャラバンカーは、道行く人の目を引いた。

公的活動の推進について

(社)埼玉県空調衛生設備協会

当協会では、公的活動の一環として、ここ

数年県からの依頼を受け、毎年、県立川口高等技術専門校と県立浦和工業高校に講師を派遣し、本県の職業能力開発業務等の一翼を担ってきました。

なお、この講師派遣の業務内容、協会と学校間及び講師相互間の連絡、日程調整等を行うため「講師派遣委員会」を設置しております。

平成14年度は、去る6月18日に県立浦和工業高校設備システム科による『スペシャリストに学ぶ』に3名の委員を派遣しまして、「ルームエアコンの取付けと銅管配管工事」について指導しました。

又、県立川口高等技術専門校へは、平成14年10月25日から平成14年12月6日まで6名の委員を講師として派遣し、空調工学科1年生に「配管の基本実習（材料拾い出し）」の指導にあたることになっております。

又、訓練の一環として工事現場や県立等の新規施設の見学会を実施しておりますが、昨年度は、県住小中居団地（川越市）の施工現場と「ものづくり大学」を見学し、大変喜ばれております。

今後とも、公的活動として社会に貢献できる事業の推進を図ってまいります。

『えっ!! 最低賃金 しないの?』 —埼玉県最低賃金の改正について—

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

埼玉県最低賃金は、県内すべての労働者とその使用者に適用されます。この金額は、賃金や物価等の動向により毎年改正され、さまざまな面での労働条件の改善に重要な役割

を果たしています。本年も来る10月1日から改正されることとなり、改正後の埼玉県最低賃金額は、

時間額 678円 となります。

〈今回から地域別最低賃金は

時間額のみとなりました。〉

なお「非鉄金属製造業」「電気機械器具製造業」「輸送用機械器具製造業」「光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業」「各種商品小売業」「自動車小売業」については、別途産業別最低賃金が適用されます。詳しくは、埼玉労働局賃金室（電話048-822-4037）、又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

会員だより

(財)埼玉県建築住宅安全協会

A) 定期報告に関するお知らせ

本年度の『定期報告実務要領講習会』を次のとおり開催します。この講習会は、報告の対象として指定された建築物が、建築基準法上また防災面や構造面で正しく維持管理されているかどうかをチェックする方法を習得していただくためのもので、1級若しくは2級建築士、国土交通大臣の指定した講習を受けて認定された建築物調査資格者又は建築設備検査資格者を対象としています。是非受講して下さい。なお、詳しい案内書を事務局（☎048-865-0391）に用意しております。

・建築物定期報告実務要領講習会

11月7日(木) 13:00~17:00

・建築設備定期報告実務要領講習会

11月8日(金) 10:00~17:00

※ 会場は、いずれも宅建会館（JR浦和駅東口徒歩約5分）の3階ホールです。

B) 品確法に基づく性能表示支援事業に関するお知らせ

本会では『品確法に基づく住宅性能評価に係る性能表示支援事業』を、昨年6月から行っています。これは、性能評価機関に提出する『評価申請図書』の作成をお手伝いするものです。詳細については、専用電話0120-252-256（フリーダイヤル）に御遠慮なくお問い合わせ願います。

また、工務店などの営業担当者や消費者（建築主）を対象として、性能評価の概要を分かりやすく説明する『品確法活用セミナー（消費者編）』が、彩の国豊かな住まいづくり推進協議会主催により11月27日（水）に開催されます。こちらも、詳しくは事務局にお問い合わせください。

設計技術講習会の現場研修

晴天あり、雨の日もあって
初めて実施される！

（社）埼玉県建設コンサルタント技術研修協会

公共事業に経営の大部分を依存する特殊な業務形態である建設コンサルタント業界にとって、この最も困難な時代を生きぬくためには、“卓越した技術力”であり、会員各社の自助努力を支援する3回目の設計技術講習会を9月4～6日の3日間別紙の日程で実施しました。受講科目は、道路設計、河川設計、下水道設計の3科目で、受講生は、道路25名、河川23名、下水道21名の合計69名であった。

今回の特徴として道路設計で外部講師として

（財）道路環境研究所の大塚和夫氏、内部講師の高橋壽氏（日豊コンサルタント（株））にお願いし（各事業の県職員講師は前回と同じ関係課にお願い）、河川と下水道に現場研修を初めて実施したことでした。大塚講師には、「共同溝の計画と設計」、高橋講師には「CCボックスの設計」と業務として特異の分野の講義をお願いし、2日目の河川現場研修は、埼玉県南部河川改修事務所発注の芝川新橋上流左岸の柔構造樋門施工現場（幅1.1m×高1.1m）と芝川第1調節池であった。当日は晴天に恵まれ、第1現場樋門担当の県現場講師（南部河川の高橋主任）の口調は滑らかであった。第2現場の調節池は、見沼たんぼの広大な空間を活用して、治水機能と整合性を図りながら多くの生物が育成・生息できる自然性の高い空間や広く県民が多目的に活用できる空間づくりが確実に進んでいることが窺えました。排水機台上の県現場講師（南部河川の腰高主任）も満足気でした。3日目の下水道現場研修は、下水道が社会基盤資本として重要な位置付けを得ていることを理解し、誇りを持って業務に従事できるよう将来の維持管理を視野に入れて下水道システム全体のより豊かな知識を広げてもらうことを目的として「荒川左岸流域下水道荒川処理センター」としました。前日と違って大雨の日の現場研修となりましたが、五十嵐水質管理課長の雨を押しやる熱のこもった講義は、下水道への理解と誇りを持って業務に従事したいとする研修目的にピッタリとしたものとなり、施設の広大さとともに下水道事業の重要さを改めて認識させるものとなりました。

連合会日誌

- 7月22日 平成14年度建設生産システム合理化推進協議会連絡会議（建設業振興基金）に関常務理事出席
全国建産連広報・構造改善対策委員会合同会議（建設業振興基金）に有山副会長等出席
- 7月24日 広報委員会
建産連ニュース第93号の発行、第94号編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議
- 7月26日 建設業経営講習会
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
「14年度改正経審の解説とY評点UPの重要ポイント」
講師：植草陽一氏
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者240名
- 8月2日 研修指導委員会
平成14年度事業実施計画等について協議
- 8月19日 全国建産連正副会長会議並びに総務委員会合同会議（建設業振興基金）に関常務理事出席
全国建産連ダンピング排除対策検討委員会及びWG（建設業振興基金）に有山副会長等出席
- 8月29日 平成14年度彩の国建設産業構造改善推進の集い（埼玉会館）に出席
- 9月4日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会・経営改善委員会合同会議
県内中小建設産業の情報化に関する実態調査結果、総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化、電子納品セミナー等について協議
- 9月11日 平成14年度埼玉県優秀建設工事表彰式（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席
- 9月24日 全国建産連ダンピング排除対策特別委員会WG（建設業振興基金）に関常務理事出席
埼玉県日韓親善協会第2回総会（ロイヤルパインズホテル）に出席
- 9月26日 全国府県建産連会長会議、愛媛県松山市で開催
～27日 島村会長等出席

10月7日 見学会

研修指導委員会事業の一環として、鴻巣フラワーパーク及び国体メイン会場（熊谷市）を見学

10月9日 自民党県議団「県土整備部会 団体との意見交換」（議員会館）に島村会長等出席

「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

10月11日 全国建産連要望活動（自民党・国土交通省等）に島村会長等出席

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算、資材・調達、契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料（税込み）送付サービス

- 毎月配本 37,200円
(1冊あたり3,100円)
- 臨時増刊号（年2冊）サービス
- B5判／約900ページ
- 一部定価 3,800円（税込）

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

年間購読料（税込み）
送付サービス

- 年4回配本 12,000円
(1冊あたり3,000円)
- B5判／約390ページ
- 一部定価 3,400円（税込）

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

年間購読料（税込み）
送付サービス

- 年4回配本 15,800円
(1冊あたり3,950円)
- B5判／約760ページ
- 一部定価 4,600円（税込）

建築・設備工事で市場単価18工種掲載。標準施工単価は66工種を掲載。共通费率早見表も面倒な計算が省略でき好評です。

国土交通省公表土木工事標準歩掛

平成
14年度版

国土交通省土木工事積算基準

■国土交通省大臣官房技術調査課／監修 ■B5判／930ページ／定価9,030円（税込）

橋台・橋脚の施工歩掛をはじめ4工種を新規に制定。13工種の見直し。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

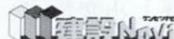
平成
14年度版

土木工事積算基準マニュアル

■B5判／900ページ／定価9,480円（税込）

平成14年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジタービル
☎ (03) 3663-8761㈹ FAX (03) 3663-1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

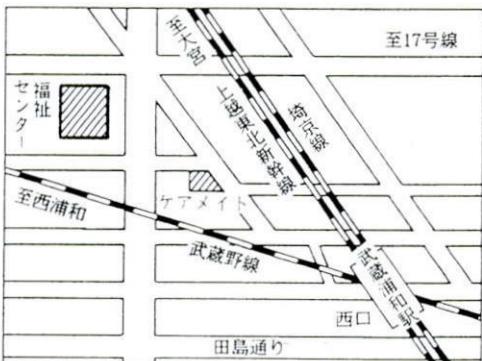
〒336-8515 さいたま市鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会長 島村治作

(平成14年10月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	"	"	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市高砂4-3-15 K・Sビル5階	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	"	"	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 片渕 重幸	"	"	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	"	"	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鎌二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市常盤9-5-8 ときわビル2階	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 中村 正	さいたま市宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	"	"	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	"	"	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	さいたま市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	さいたま市東大成2-453 サンハイツ新原301	330-0037	048(667)5522
(社) 日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 笠原 保孝	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社) 埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市高砂4-4-1 三幸ビル2階	330-0011	048(863)0988

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市鹿手袋4-1-7	330-0031	048(863)3203
------------	---------	---------------	----------	--------------



埼玉建設労働者研修福祉センター をご利用下さい

【所在地】さいたま市鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第94号

平成14年10月15日発行

発 行 社團法人埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広 報 委 員 会

〒336-8515 さいたま市鹿手袋4丁目1番7号

電 話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印 刷 〒336-0011 さいたま市高砂3-6-9

株式会社 信 陽 堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月